

# 特定非営利活動法人 フードバンク本庄47 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク本庄47という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県本庄市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、消費されず余剰となっている食品等の寄贈を受け、困窮した世帯、福祉施設、子ども食堂、地域食堂、及び災害を受けた地域に食品等を提供することで、安心して暮らすことが出来る地域社会づくりを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)災害救援活動
- (4)地域安全活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
  - ①フードバンク事業を通した生活困窮者への食品提供事業
  - ②子ども食堂、地域食堂等への食品提供および支援事業
  - ③災害等で被災を受けた地域への食品提供および支援事業
  - ④資源回収事業
  - ⑤在日外国人支援事業
  - ⑥農山村地域での農業および観光農園事業
  - ⑦その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員を特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3)企業賛助会員 この法人を特別に賛助するために入会した企業

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めることとする。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、その事由を書面で本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)2年以上会費を継続滞納し、催告しても納入しないとき。

(4)反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体又は個人とのかかわりが判明したとき及びその疑いが持たれたとき。

(5)除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において正会員総数の過半数の議決により、会員を除名することができる。その会員が弁明を希望するなら、議決前に弁明の機会を与えることができる。

(1)法令又はこの法人の定款等に著しく違反したとき。

(2)この法人の名誉を毀損し、又は目的に著しく違反したとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しないこととする。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上5人以下

(2)監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長が法人を代表し、副理事長や理事はこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に職務に堪えられない事由が生じたとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前1号2号の規定による監査の結果、この法人の業務や財産又は法令や定款に重大な問題や違反が発覚した場合、これを速やかに社員総会に報告し、改善されない場合は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合は、社員総会を招集すること。

(5)理事の業務執行や財産の状況について重大な問題や違反が発覚した場合、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、就任後2回目の通常社員総会が2年以内に開催される場合は、当該総会の終結時までとする。なお、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が集結するまでその任期を伸長する。

3 補欠や増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでの期間、職務を継続しなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決により、その役員を解任することができる。その役員が希望する場合、議決前に弁明の機会を与えることができる。

- (1)職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反や役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

#### (役員の報酬等)

第19条 役員は報酬を受けとることができる。ただし、報酬を受けとれる者の数は役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支払うことができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長及び職員は理事を兼務することができる。
- 4 事務局長及び職員の報酬や勤務規定等は社員総会の議決を経て、別に定める規定による。

#### (顧問及び相談役)

第21条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮詢に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

### 第5章 社員総会

#### (総会の種別)

第22条 この法人の社員総会は、通常社員総会と臨時社員総会の2種とする。

#### (総会の構成)

第23条 社員総会の構成員は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第24条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の遂行及びその定款の変更
- (2)解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)会員の除名
- (8)会費の額及びその変更
- (9)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)
- (10)事務局の組織及び運営

## (11)その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第 25 条 通常社員総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき、又は理事会が必要と認めたとき招集することができる。

(2)正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)監事から請求があったとき。第 15 条第 5 項第 4 号の規定による。

### (総会の招集)

第 26 条 社員総会は理事長が招集する。

2 理事長又は理事会が必要と認める場合。(第 25 条第 2 項第 1 号)

3 理事長は、正会員総数の 3 分の 1 以上による請求があった場合。(第 25 条第 2 項第 2 号)及び監事による請求があった場合。(第 25 条第 2 項第 3 号)その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第 27 条 社員総会の議長は、理事長が行う。

### (総会の定足数)

第 28 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席で開会することができる。あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール又は委任で表決する場合は出席者とみなす。

### (総会の議決)

第 29 条 社員総会における議決事項は、第 26 条第 4 項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 社員総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール又は委任で表決する場合は出席者とみなす。第 30 条第 2 項の規定による。

3 理事又は正会員が社員総会の目的事項の提案で招集が難しい場合、書面又は電子メールにより正会員の全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

### (総会における表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない事由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面や電子メールでの表決、又は他の正会員を代理人として委任し表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、社員総会に出席した者とみなす。第 28 条、第 29 条第 2 項、

第31条第1項第2号及び第52条の適用。

4 総会の議決事項で、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

#### (総会の議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数。ただし、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決又は表決を委任したものは出席者数に加える。第30条第2項による。

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその議会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)社員総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### (理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定められたほか、次の事項を議決する。

(1)社員総会に付議すべき事項

(2)社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)社員総会の議決した事項を執行するための部会の設置に関する事項

(4)その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第34条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3)監事から招集の請求があつたとき。第15条第5項第5号の規定による。

#### (理事会の招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は理事総数の3分の1以上、他に監事から理事会開催の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。第34条第2号第3号の規定による。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的と審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(理事会における表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない事由により理事会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。第38条第2項及び第40条第1項第2号の規定による。

4 理事会の議決事項で、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名。また書面や電子メールによる表決者については、その旨を付記し出席者とみなす。

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した全員が署名しなければならない。

## 第7章 財産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立する予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定める以外に、借入金やその他新たな義務の負担が生じるとき、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)特定非営利活動の種類及びその事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更が伴うものに限る)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

### (解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散することができる。

(1)社員総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立認証の取消し

(7)目的が十分に達成され、社会に必要性がなくなったとき

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、社員総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表

の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。法第 28 条の2第 1 項の規定による。

## 第 10 章 雜則

### (施行細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、この法人の設立日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 吉田 孝

副理事長 比嘉 正元

理事 風間 哲也

理事 KOMINO IGARASHI SAMIRA

理事 MIKAMI BRUNA NAMIE

監事 大藤 玲子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員会費 一口 3,000 円/年(ただし学生は 1,000 円/年とする)

正会員団体会費 一口 10,000 円/年

(2)賛助会員会費 一口 1,000 円/年

賛助会員団体会費 一口 10,000 円/年

(3)企業賛助会員会費 一口 10,000 円/年